

令和6年度

起業家支援事業（社会的事業枠）ビジネスプラン募集要項

近年、自分ならではのビジネスを立ち上げる起業家が増加しており、地域経済の活性化を図る原動力となることが期待されています。

兵庫県では、社会的事業※に関して起業する方への支援として「起業家支援事業（社会的事業枠）」を実施します。

※7ページ「5 対象事業」参照

【目次】

申請に当たっての重要事項	1
1 助成金交付までの流れ（予定）	3
2 目的	4
3 実施主体	4
4 応募資格等	4
5 対象事業	7
6 助成対象経費	7
7 助成対象期間等	11
8 助成率	11
9 助成限度額	11
10 助成事業の選定基準・審査	12
11 審査結果の通知等	12
12 採択後のスケジュール等	12
13 応募方法	13
14 個人情報管理	15
15 この助成金に関する問い合わせ	15
兵庫県内の商工会議所・商工会 等	16

「申請に当たっての重要事項」

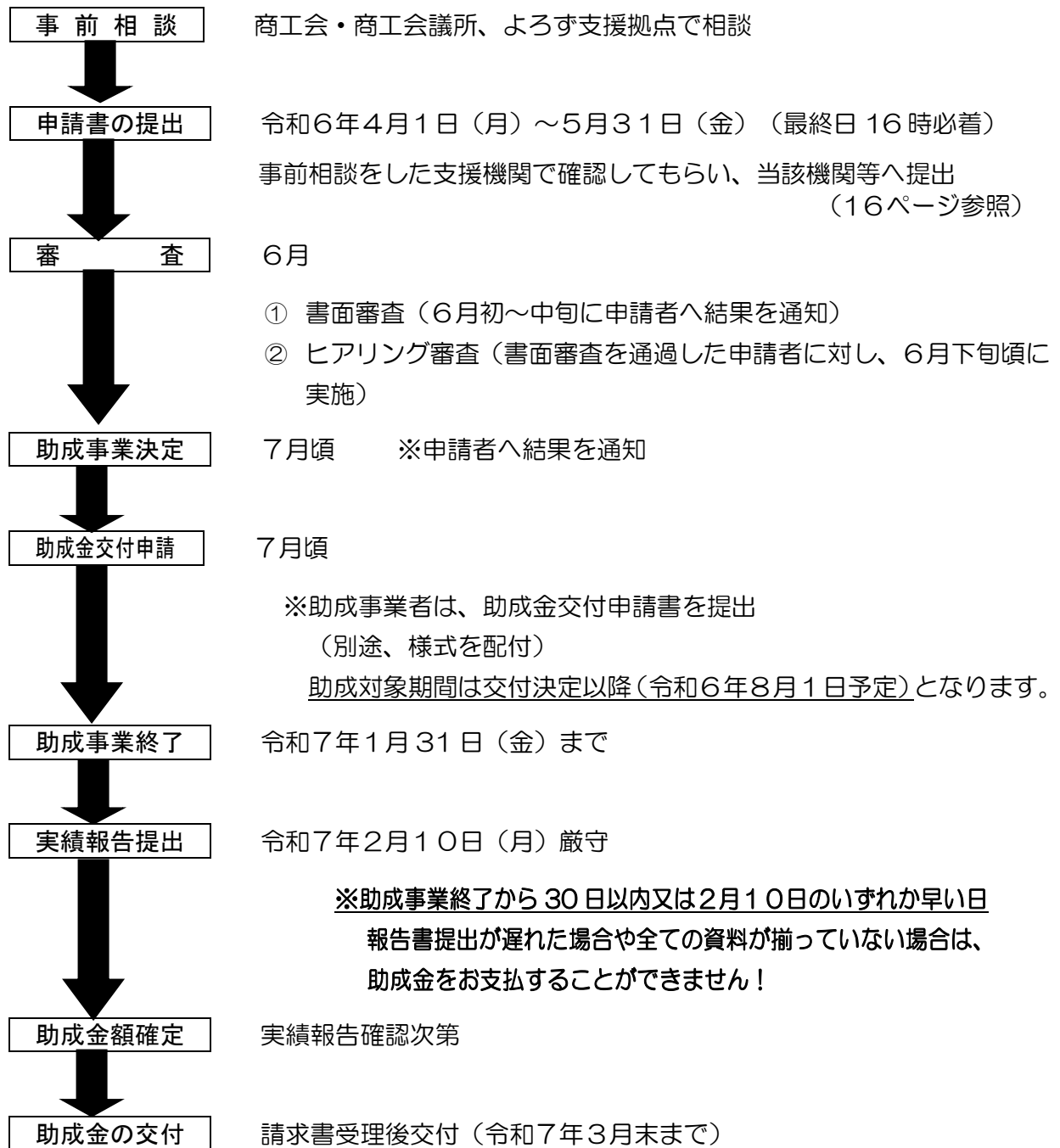
本助成金は、税金という貴重な財源で賄われていることに十分留意し、誠実に助成事業を行っていただく必要があります。

また、本助成金に係る重要説明事項は以下のとおりです。必ずご確認、ご理解いただいた上で申請をお願いします。

- 1 本助成金は、申請者が自ら経営計画を作成した事業を支援するものです。申請者が本助成金事業の内容を十分に理解していないと判断される場合、不採択となることがあります。
- 2 本助成金は、「起業家支援事業（社会的事業枠）助成金交付要綱」に基づいて実施します。
万が一、助成金の不正受給や目的外使用が行われた場合には、助成金交付決定の取消、交付済み助成金の返還命令及び加算金の請求、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- 3 「助成金交付決定通知書」の受領後でないとは補助対象となる経費支出等はできません。
審査の結果、採択が決定されると、採択者に対して「採択通知書」が送付され、その後、採択者説明会を経て、助成金の交付対象としての事業の実施を正式に認める「助成金交付決定通知書」が送付されます。助成金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、「助成金交付決定通知書」発行日から可能です。「採択通知書」を受領していても、「助成金交付決定通知書」発行日前の見積・発注・契約・支出行為は、助成対象外です。
- 4 助成金交付決定を受けても、定められた期日までに実績報告書等の提出がないと交付決定取消となり助成金は受け取れません。また、実際に受け取る助成金は「助成金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合（交付を行わない場合も含む）があります。助成金交付決定を受けても、実績報告書等の確認時に、各種要件を満たしていると認められない経費は助成対象経費から除外されます（除外された対象経費分の助成金は交付されません）。
- 5 助成事業者は、助成事業に係る帳簿および証拠書類を補助事業の終了日の属する年度の終了後5年間、助成金事務局等や国、県等の交付金、補助金等の執行を監督する会計検査院や県監査委員事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならず、助成金事務局等から事業状況の報告を求められたときは、遅滞なくその報告をしなければなりません。この期間に、会計検査院等による実地検査等が実施される可能性もあり、助成金の交付を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、助成金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

- 6 国、県、市町等が補助する他の制度と重複する経費は原則助成対象外となります。
同一の内容について、国・県・市町が補助（国・県・市町以外の機関が、国・県・市町から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助・助成金、委託費等）と重複する経費は助成対象外です。
- 7 助成金事務局等に提出された個人情報、以下の目的のために使用します。
- (1) 助成金事業の適正な執行のために必要な連絡
 - (2) 経営活動状況等を把握するための調査(事業終了後のフォローアップ調査含む)
 - (3) 各種事業に関するお知らせ
 - (4) その他補助金事業の遂行に必要な活動
- 8 申請者は、本募集要項、交付要綱やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、助成金事務局等からの指示に従うものとします。助成事業における実施状況の確認や事業実施による効果を確認するため、助成金事務局が電話連絡や訪問を実施することがあります。偽りその他不正な手段により、助成金を不正に受給した疑いがある場合には、助成金事務局等として、助成金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

1 助成金交付までの流れ（予定）



☆この助成金は、国の会計検査院の検査対象となっていることから、虚偽報告等が判明した場合、精算払い後に全額返還命令となることがあります。厳正かつ適正な申請及び実績報告を行ってください。

2 目的

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図るとともに、地域の社会的課題を解決するために活躍しやすい環境を整えるための「起業家支援事業（社会的事業枠）」を実施します。

審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された起業家に対し、その事業化、具体化を行うための経費の一部を助成するものです。

3 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）

4 応募資格等

下記の要件をすべて満たす方

- (1) 申請者が代表者であること
- (2) 代表者が県内で社会的事業分野（「5 対象事業」参照）において、起業を目指す方
- (3) 代表者が県内に居住または令和7年1月末日までに居住を予定していること
- (4) 県内に活動拠点を置いて、令和6年4月1日（当該事業の募集開始）以降、令和7年1月末日までに起業した方又は起業を予定している方（※第二創業不可）で、5年以上（令和12年1月末日まで）事業を営み続ける意思を有する方。（開業届の提出、法人設立登記も4/1以降のものに限る。また、開業届を税務署に提出していなくても、一定以上の事業所得がある場合は対象外）
- (5) ヒアリング審査は申請者本人のみが参加可能です（通訳は不可です）。
- (6) 申請書等は所定の様式（事業計画申請書（社会的事業枠））をダウンロードして、Word、Excelで入力した書類を提出していただきます（手書き不可。パソコン操作の出来る方）。

※申請書の記入例も必ず読むようにしてください。

●本助成金事業での起業、第二創業とは以下の内容を指します。

- ①「起業」— 事業を営んでいない個人が、開業届の提出あるいは法人設立登記だけでなく、助成対象期間中に実際に事業を開始すること（例：お店をオープンしてお客様が買える状態）

※対象外

- ①令和6年4月1日より前の時点で開業届を税務署に提出済みである、また一定以上の事業所得がある場合
- ②対象期間外に個人事業主として開業済みの者が同一事業を法人化すること、また、対象期間外に設立された法人の代表者（代表取締役、代表社員、代表理事等）が同法人と同じ事業を個人事業主として開業すること
- ③対象期間外に設立された法人の代表者（代表取締役、代表社員、代表理事等）が、同法人の事業とは別の新たな事業で開業（法人設立、個人事業主問わず）すること→第二創業とみなす

- ②「第二創業」— 個人、法人を問わず現在の事業と異なる新たな事業（日本標準産業分類の中分類（2桁分類）の異なる業種に属する事業分野）に進出すること

注 意

①対象外となる団体：ボランティア活動、財団法人、一般社団法人（非営利型）、公益社団法人、組合（事業協同組合等）

②対象外となる業種：別記参照

③その他応募できないもの

ア 県及びセンター等が実施する下記の補助・助成事業等により過去に補助金等を受けた方、または本年度に受けることが確定している方

[県・センターの補助・助成事業の例]

起業家支援事業（社会的事業枠・東京23区枠、就職氷河期世代枠、一般事業枠・ふるさと枠、ポストコロナ枠、再チャレンジ枠、物価高克服ポストコロナ枠、女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、若手起業家支援事業、ミドル起業家支援事業（社会的事業枠、就職氷河期世代枠を含む）、ふるさと起業・移転促進事業（一般枠、東京23区枠を含む）等）、クリエイティブ起業創出事業、ポストコロナ・スタートアップ支援事業、ひょうごIT事業所開設支援事業、多自然地域IT関連事業所振興支援事業、IT戦略推進事業（兵庫高度IT起業家等集積支援事業）、兵庫版シビックテック推進事業、コワーキングスペース開設支援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業 等

イ 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合

反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。

ウ 国税又は地方税の滞納がある場合（ただし、課税庁が認めた納入計画があるものを除く）

④その他

ア 県が実施する「空き家活用支援事業(事業所型)」の補助金を過去に受けた方、又は今年度に受ける方については、空き家活用に要する経費（「6 助成対象経費」参照）は助成対象外となります。（※起業に要する経費は助成対象）

イ 申請しようとする事業計画に対し、国、地方自治体等から補助金等が交付されている場合は、原則、その助成対象経費を控除すること

ウ 代表者や活動拠点の変更等により上記の要件を満たさなくなった場合は、交付決定を取り消すまたは助成金の返還を求めることがあります。

エ 申請は戸籍上の氏名でしか申請できません（旧姓・ビジネスネーム等使用不可）。

オ レンタルカフェ、シェアカフェでの開業等、営業、販売許可が自身の名義でない場合は対象外です。また、キッチンカー事業者ですべての許認可が取れていない場合は、対象外です。

別記 助成対象外とする業種（令和5年6月改訂「日本標準産業分類」による。）

※ 下記の助成対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店その他、これらに類する契約に基づく事業として起業する場合は助成対象外となります。

- (1) 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は対象となります。）、漁業（大分類 B に含まれるもの。）
- (2) 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は対象となります。)
- (3) 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）、歯科診療所（小分類 833）
- (4) 以下のサービス業等
 - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 122 号）規制の対象となる下記業種。（風俗営業法第 2 条）
 - ア 「接待飲食等営業」客を接待して飲食させる営業（料理店、カフェ、キャバレー、バー、クラブ、キャバクラなど、また、店舗の照度が 10 ルクス以下の暗い店舗・5 m²以下の個室を設ける店舗及び深夜(午前 0 時～6 時)における酒類提供飲食店営業)等（法第 2 条第 1 項 1 号～3 号、法第 32 条）
 - イ 「遊技場営業」マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、射的場 等（法第 2 条第 1 項 4 号～5 号）
 - ウ 「性風俗関連特殊営業等」法第 2 条 第 5 項～10 項に該当する営業 等
 - ② 興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類 7291 のうち左記のもの)
 - ③ 易断所、観相業、相場案内業（細分類 7999 のうち左記のもの）
 - ④ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803）
 - ⑤ 芸ぎ業（細分類 8094）
 - ⑥ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8096 のうち左記のもの）
 - ⑦ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類 9299 のうち左記のもの）
 - ⑧ 政治・経済・文化団体（中分類 93）
 - ⑨ 宗教（中分類 94）（※事業内容が宗教と密接に関連性があるとみなされる場合も同様）

5 対象事業

(1) 下表の基準をすべて満たす社会的事業であること

社会性及び 必要性	サービス供給の不足等に起因する地域社会が抱える課題（まちづくり・地域活性化、子育てや介護・福祉、環境保護等）の解決に資すること
事業性	提供サービスの対価として得られる収益で自律的な事業の継続が可能であること
デジタル 技術の活用	起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（例：キャッシュレス決済の導入やWeb予約システム、ECサイトによる販売等）

(2) 採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること

(3) 地域経済の活性化に資する事業であること

(4) 想定されるビジネス：デジタル技術を活用する事業で、過疎地域等における交通弱者への買い物サービス、発達障害の子供に対する教育・就労支援事業、地域産品のみ使用したご当地グルメを提供する飲食店、中心市街地の活性化に取り組むまちづくり会社 等

6 助成対象経費

(1) 事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費

※交付決定から令和7年1月31日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了済みであること（見積日、契約日、発注日、納品日、請求日、支払日、領収日が助成対象期間外の経費は、助成対象となりません。）

※「個人の場合」は代表者の配偶者等、三親等以内の親族及び従業員との取引による経費
「法人の場合」は上記の他、役員や関係会社との取引による経費
はいずれも助成対象外です。

(2) 次ページ<助成対象経費の内訳>の表「区分」欄に記載された費目（記載以外の費用は助成対象とはなりません）

【重要】助成対象経費は全て申請者に係るものであり、支払も全て申請者名義で行ったもの（クレジットカード、引落口座すべて申請者本人名義。法人の場合は法人名義。）に限ります。

※1 見積書・発注書、請求書、領収書等（クレジットカード利用明細書、通帳のコピー、振込票のコピー含む）がそれぞれ必要であり、宛名の記載も全て必要です。

※2 法人設立後は、法人口座からの支出であることが必要です。（法人設立直後等、申請者の個人口座から立替払いをせざるを得ない場合は、事業完了までに法人口座から個人口座へ振り替えること。）

※3 電子マネー決済・バーコード決済（ペイペイ等）は領収書が出せるものに限ります。

<助成対象経費の内訳> ⑨主なもの

※対象外は例示であり、対象外に記載されていないものでも対象外になる場合があります。

区分	対象	対象外	注意事項
共通	大前提	①見積書、請求書、領収書等の証拠書類がないもの (※スマートフォンのアプリ等で本人、相手方、日付等の確認できないものも含む) ②支出内容と事業の関連性がないもの ③振込手数料、消費税・源泉所得税等の税金 ④公共交通機関以外の交通費 ⑤ネットオークションや知人からの提供物、HP作成やデザインを業としていない者に頼んだHP作成やデザイン	①ネット購入品の送料は対象として可 ②ポイント利用額(値引に該当)は差し引くこと ③その他、助成金の趣旨に鑑み、助成金を交付することが適切でないとする経費は対象外 ④国・市町等他の補助金を受ける経費は対象外
	★取得する財産(例:建物本体、各建物附属設備(電気、給排水、衛生等)、各備品、ホームページ、ソフトウェア等)は、取得価格が(税抜き)50万円未満のものを助成対象とする。		
	クレジット・電子マネー利用	①リボ払い ②申請者以外の名義のもの(カード名義、引き落とし口座も申請者名義に限る) ③分割払いで助成対象期間外に支払いが発生したもの(全額対象外)	①購入月と引落月が8月～翌1月までが対象 《Ex:引落し8月⇒購入は7月以前のため×。1月購入⇒引落しが2月以降となるため×。》
起業に要する経費	事務所開設費 ①事業に使用する事務所、店舗、倉庫、駐車場の賃料・共益費 ②事務所、店舗の開設に伴う外装・内装・設備工事費、看板設置等 ※上記①、②ともに ①代表者の自己所有または、代表者名義で賃貸	①7月に支払いをした8月分賃料 ②建物の購入、新築、増築費用 ③コンテナハウス、ログハウス、ビニールハウス等の購入 ④敷金、礼金、仲介料、各種保険料、手数料等 ⑤代表者の配偶者等、三親等以内の親族が所有す	①契約(着工)から完了までが、助成対象期間内のものに限る ②賃料は前払が多い 《Ex:8月分の支払が7月中⇒×。1月に支払った2月分⇒×》 ③自宅兼事務所の場合、住居と事務所が物理的

区分		対象	対象外	注意事項
起業に要する経費	事務所開設費	借契約をしているもののみ ②上記①の物件の元々の所有者が、代表者の配偶者等、三親等以内の親族の場合は対象外	る物件にかかる費用 ⑥起業プラザひょうごの会費、料金 ⑦開業後に移転した新事務所の賃料・工事費 ⑧改装等の工事を自分で行う際のDIY材料費	かつ明確に区別されている上で、事務所専用部に係る部分のみが対象。共用スペースとなる箇所があれば、対象外。 ④自宅兼事務所の場合、賃料のうち自宅用相当分は対象外
	初度備品費	①事業実施に不可欠な備品の購入・リース料(家具・電化製品等) ※購入・リース料ともに耐用年数1年以上、単価1万円(税抜)以上のもの ②自宅兼事務所の場合、事業のみで使用するもの(兼用は対象外) ③ソフトウェアリース料	①自動車、原動機付き自転車等車両の購入、レンタル、リース ※車両に付随する備品の購入費・車両改造費(キッチンカー・介護タクシーなど) ②商品の仕入れ代、部品、原材料費 ③税抜単価1万円未満 《Ex.@100円×100個は×》 ④携帯電話、スマートウォッチ ⑤消耗品等耐用年数が1年未満のもの(なお、書籍、衣類(制服含む)、皿などは耐用年数1年未満とみなす) ⑥生物・調度品(飾り物)	①備品の購入・設置に伴う送料・設置工事費は対象 ②他の補助金と重複して申請しているものは対象外 ③電化製品・パソコン等の保証料は対象外 ④開業後に移転した新事務所用の備品は対象外
	事業費	①税理士等の事務指導等やプラン策定に対する専門家経費(謝金、旅費・交通費) ②外注費(専門機関に依頼した調査・分析・設計等費用) ③広告宣伝費(ホームページ作成費、掲載費、パンフレット・チラシ、展示会出展等)	①自分及び従業員の資格習得費用 ②会社設立のための費用(登記手数料等) ③謝金に含まれる食費や私用車を使用した場合の旅費 ④人件費、代表者本人・従業員の旅費、商品の仕入れ代、灯油などの燃料	①専門家に請求された交通費でも、公共交通機関を利用した実費が対象であり、社用車等を利用した際のガソリン代、高速料金等は不可。 飛行機を利用した場合は、搭乗券も必要 ②旅費には宿泊費も含むが食事代は×

区分		対象	対象外	注意事項
起業に要する経費	事業費	④雑費（事業活動に必要な通信費：電話代・インターネット接続料、光熱水費） ⑤クラウドサービス料	⑤名刺代 ⑥携帯電話の機器代金や付属サービス ⑦消耗品費 ⑧団体等会費・登録費 ⑨切手等の郵券 ⑩自宅兼事務所の場合の光熱水費、インターネット接続料は、家庭用と事業用との区別ができないものについては、対象外	③宿泊費や公共交通機関の場合も、社会通念上相当であるとみなされるものが対象。指定席⇒○、グリーン車⇒×、ビジネスホテル⇒○ ④光熱水費や電話代1月分⇒引落しが2月×
空き家活用に要する経費	空き家改修費	<p>《空き家要件》</p> <p>※事業として活用するための物件の取得又は賃貸借契約は代表者本人の名義のみ（代表者の配偶者等、三親等以内の親族が所有する物件は対象外）</p> <p>※令和5年4月以降に物件の取得又は賃貸借契約したものに限り</p> <p>当該住宅の取得（賃貸借・売買契約）の時点において、下の①～③すべてに該当するもの</p> <p>①登記物件で種類が「居宅」「共同住宅」等であり、事業用（店舗、事務所等）ではないこと。</p> <p>②現に居住その他の使用がなされていない住宅（共同住宅の空き住戸も含む）</p> <p>③以下のアからウのいずれにも該当するもの。</p> <p>ただし、国又は市町が提供する居住その他の使用がなされていない住宅に関する物件情報（空き家バンク）に登録している住宅については、イ及びウに該当するもの。</p> <p>ア 現に居住その他の使用がなされていない期間が<u>6か月以上</u>であるもの</p> <p>イ 築20年以上経過したもの</p> <p>ウ 台所、浴室、便所等の水回り設備のいずれかが10年以上更新されておらず、機能回復が必要であること</p>	<p>①住居と兼用の場合は、居住用スペースは不可</p> <p>②代表者の配偶者等、三親等以内の親族が所有する物件</p> <p>※機能回復、設備改善以外の内装・外装工事等は、事務所開設費にあげてください</p>	<p>①住居と兼用の場合は、面積按分して経費を計上するため、図面等わかるものが必要</p> <p>③住居と兼用の場合、住居と事務所が物理的かつ明確に区別されている上で、事務所専用スペースのみ対象。共用スペースとなる箇所は対象外</p>
		①事業に使用する空き家の機能回復及び設備改善に係る下記の工事費 ア 雨漏りの補修(屋根、天井、壁、床)に係る経費 イ 台所、浴室、便所等の水回り設備、給排水設備の更新(新設は対象外)に係る経費		

区分		対象	対象外	注意事項
空き家 活用 に要 する 経費	空き家 改修費	ウ その他劣化が著しい 箇所の補修に係る経費		③機能回復及び設備改善 の必要性を確認できる 工事前後の写真が必要 (各施工箇所ごとに鮮 明なものが必要)
		エ 上記ア～ウに付随す る解体撤去費、管理 費等 ※物件の取得又は賃貸借 契約は代表者本人の名 義のみ ※上記物件の元々の所有者 が、代表者の配偶者等、 三親等以内の親族の場合 は対象外		

注 意

- ① 助成対象経費には、消費税及び地方消費税、源泉徴収税を含みません。
- ② 前表記載の経費に該当する場合でも、審査等により対象外や減額する場合があります。
- ③ 空き家活用に要する経費については、上表の「空き家要件」に該当する場合のみ補助対象となります。

資料や現地調査により要件充足を確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。

また、空き家の活用にあっては、都市計画法、建築基準法、旅館業法、農地法等の許可等が必要な場合があります。特に市街化調整区域内の場合は、都市計画法の許可手続等が必要となりますので、必ず事前に市役所又は町役場の開発許可部局に相談してください。

7 助成対象期間等

助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の助成対象期間は交付決定後（令和6年8月1日～令和7年1月31日）であり、その期間に支払った経費を助成します。

※ 口座振替等の場合も、令和7年1月31日までに振り替えられたものに限りません。

8 助成率

助成対象経費の2分の1以内

9 助成限度額

	(1) 空き家を活用しない場合	(2) 空き家を活用する場合
起業に要する経費	100万円以内	100万円以内
空き家活用に要する経費	—	100万円以内
計	100万円以内	200万円以内

※助成金は、審査を通過・採択された後、実際に事業に必要な経費としてご自身で支払った金額のわかる証拠書類等をご提出いただき、内容を精査した後にお支払い（後払い）いたします。

10 助成事業の選定基準・審査

選定基準は以下の(1)から(6)とし、外部専門家を含む審査委員会で審査・選考を行い、予算の範囲内で助成事業を選定します。

なお、審査は、書面審査通過者に対し、ヒアリング審査*を実施します。

※申請者本人のみが参加可能（通訳等不可）

※写真付き身分証明書で本人確認を行います。

また、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

- (1) 社会的事業の内容（社会性及び必要性・事業性・デジタル技術の活用）
- (2) 新規性・独創性・優位性
- (3) 市場性（成長性）
- (4) マーケティング戦略（継続性）
- (5) 地域経済活性化への波及効果
- (6) 経営者の資質

11 審査結果の通知等

審査終了後、申請者へ採択結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じません）。

助成金交付決定にあたっては、助成対象経費の妥当性をあらためて判定し、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

万が一、正しい報告が行われなかった場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

12 採択後のスケジュール等

(1) 助成金の申請

事業計画が助成事業に採択された申請者(以下「助成事業者」という。)は、センターの助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請書等を提出していただきます（様式は別途配付）。

(2) 助成金の支払い

助成事業が完了したときは、助成事業者は、原則、完了日から30日以内又は令和7年2月10日のいずれか早い日までに、助成事業実績書等を提出していただきます。実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の精算払いを行います。この期限までに提出されない場合、助成金の支払いができませんのでご注意ください。

なお、助成事業実績報告等の内容に虚偽記載が判明した場合や、実績内容等を確認する全ての資料がそろっていない場合は、交付決定の取り消しにより助成金の支払いを行わないことがあります。

また、許認可を伴う事業で事業終了時迄に許認可証が提出できない場合は交付決定を取り消します。

(3) 関係書類の備付等

助成事業者は、助成事業完了後も助成金交付年度の翌年度から5年間、関係書類を必ず保存してください。

(4) 公表

助成事業者の法人名又は屋号、事業名、事業概要等について公表します。

(5) 事業成果等の報告

助成事業者は、助成事業完了後も助成金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、助成金交付年度以降の5年間を限度として、売上高、雇用者数等について報告していただきます。また、事業の成果について、紙面や発表会等で報告を求められる場合があります。

13 応募方法

(1) 事前相談

応募については、必ず、申請者の主たる事務所の所在地を所管している**商工会・商工会議所またはセンター内のよろず支援拠点で事前相談をし、アドバイスを受けてください。**

(商工会・商工会議所、よろず支援拠点…16ページ参照)

また、申請書の提出前に、事前相談を受けた商工会・商工会議所またはよろず支援拠点に確認してもらってください。

(2) 提出先

申請に必要な書類を下記①、②へ持参又は郵送により提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「起業家支援事業（社会的事業枠）・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。

なお、提出された書類は返却しません。

事前相談をした支援機関	提出先
① 商工会・商工会議所	事前相談をした商工会・商工会議所
② よろず支援拠点	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

(3) 受付期間

令和6年4月1日（月）から5月31日（金） 最終日16時必着（厳守）

(4) 申請に必要な書類（様式はセンターのホームページからダウンロードしてください）

	項目	備考
全 員	① 商工会・商工会議所・よろず支援拠点記入欄のページ(事業計画申請書9ページ)	ホームページからダウンロードして記載し、片面コピー（合計9枚）
	② 「起業家支援事業（社会的事業枠）」事業計画申請書（様式1）	
	③ 事業計画書（様式2）	
	④ 助成金の使途（様式3）	
全 員	⑤ その他(任意)（事業計画の内容の分かる資料、経費の積算根拠の分かる資料等必要書類）	添付資料はA4片面で3枚迄（様式自由）
	⑥代表者の住民票 原本（申請日から3か月以内発行のもの）	※コピー不可
許認可を伴う業種	各許可証の写し	飲食業の許可証 等
個人事業主で開業済みの場合	税務署へ届け出た開業届出書の写し（マイナンバー不要）	税務署の受付印があるもの

	項 目	備 考
法人で開業済みの場合	履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）原本 （＊一般社団法人の場合は、定款の写しも必要） ＊今回申請する法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書の写しも必要	発行日が申請日から 3か月以内のもの ※コピー不可
空き家活用に要する経費の助成を受ける場合	＊空き家の取得または賃貸借契約をされている場合はいずれも 建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）原本 （賃貸の場合…賃貸借契約書の写しも必要）	発行日が申請日から 3か月以内のもの ※コピー不可

【参考】 採択後、提出が必要となる書類（応募時点で開業していない場合等）

	項 目	備 考
法人	代表者の住民票 原本※1(県内へ転居の場合、転居後の住民票)	転居前、法人設立前等、申請時に間に合わない場合は、助成金交付申請時に提出 ④コピー不可(申請時から3か月以内発行のもの)
	履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）原本 （＊一般社団法人の場合は、定款も必要） ＊今回申請する法人以外の法人の役員に就任している場合は、当該法人の履歴事項全部証明書の写しも必要	
	代表者及び法人の「納税証明書(3)」(兵庫県税の滞納がないことの証明書) 原本 ※ 県税事務所 で取得のこと(税務署、市役所等では取得不可)	
個人事業主	代表者の住民票 原本※1(県内へ転居の場合、転居後の住民票)	法人と同様
	税務署へ届け出た開業届出書の写し(マイナンバー不要、税務署の受付印があるもの)	
	代表者の「納税証明書(3)」(兵庫県税の滞納がないことの証明書) 原本 ※ 県税事務所 で取得のこと(税務署、市役所では取得不可)	
許認可を伴う業種	各許可証の写し	飲食業の許可証等※2
空き家の活用に要する経費の助成を受ける場合	空き家の取得、賃貸借契約のいずれも 建物の登記事項証明書（不動産登記簿謄本）原本 （※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写しも必要）	申請時に間に合わない場合、助成金交付申請時に提出
	空き家の要件(P3)を満たすことの確認書 …家主（賃貸の場合）又は前所有者（購入の場合）等の確認書（別途提示します）	

※1 助成金交付申請時にまだ県内に居住していない場合は、県内居住後、実績報告時までに速やかに住民票を提出すること

※2 応募時に提出できない場合は、助成金交付申請時に提出すること(遅くとも実績報告時、令和7年1月末迄に提出できない場合は交付決定が取消となります)

14 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- ① 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- ② 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ③ 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- ④ センター及び兵庫県が実施する支援事業等の情報提供のため
- ⑤ 市町の移住支援金事業所管課への情報提供のため

15 この助成金に関する問合せ

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階

TEL : 078-977-9072 FAX : 078-977-9112

E-Mail : shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

■受付

平日（祝日除く）

（午前）9:00～12:00 （午後）13:00～17:00

■申請書等ダウンロード先

<https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin>

ひょうご産業 助成金

検索



■兵庫県内の商工会議所・商工会 等

団体名	所在地	電話番号 FAX番号
芦屋市商工会	659-0065 芦屋市光岡町4-28	0797-23-2071 0797-32-4177
川西市商工会	666-0011 川西市出在家町1-8	072-759-8222 072-759-8010
三田市商工会	669-1531 三田市天神1-5-33	079-563-4455 079-563-6675
猪名川町商工会	666-0243 猪名川町柏梨田字前ヶ谷158-1	072-766-3012 072-766-4531
稲美町商工会	675-1115 加古郡稲美町国岡1-1	079-492-0200 079-492-0557
播磨町商工会	675-0156 加古郡播磨町東本荘1-5-1	079-435-1630 079-435-1634
吉川町商工会	673-1114 三木市吉川町吉安246	0794-72-1406 0794-72-1724
加東市商工会	673-1431 加東市社717-1	0795-42-0253 0795-42-2299
多可町商工会	679-1134 多可町中区茂利20	0795-32-2161 0795-32-1699
姫路市商工会	671-2103 姫路市夢前町前之庄1434-15	079-336-1368 079-336-1130
神河町商工会	679-2413 神河町中村29	0790-32-0295 0790-32-2355
市川町商工会	679-2315 市川町西川辺163-1	0790-26-0099 0790-26-0674
福崎町商工会	679-2212 福崎町福田116-1	0790-22-0558 0790-22-4354
たつの市商工会	671-1641 たつの市揖保川町原849-37	0791-72-7550 0791-72-6005
宍粟市商工会	671-2577 宍粟市山崎町山崎205	0790-62-2365 0790-62-4731
太子町商工会	671-1523 太子町東南51-1	079-277-2566 079-277-0068
上郡町商工会	678-1233 上郡町大持278	0791-52-3710 0791-52-3833
佐用町商工会	679-5301 佐用町佐用3043-1	0790-82-2218 0790-82-3386
豊岡市商工会	669-5305 豊岡市日高町祢布920 豊岡市役所日高庁舎2F	0796-42-4751 0796-42-4350
養父市商工会	667-0021 養父市八鹿町八鹿1672	079-662-7127 079-662-7207
朝来市商工会	669-5201 朝来市和田山町和田山404	079-672-2362 079-672-4844
香美町商工会	669-6543 香美町香住区若松620-3	0796-36-0123 0796-36-3322
新温泉町商工会	669-6702 新温泉町浜坂2143-10	0796-82-1152 0796-82-3732
丹波篠山市商工会	669-2331 丹波篠山市二階町58-2	079-552-0758 079-552-2531
丹波市商工会	669-3601 丹波市氷上町成松140-7	0795-82-3476 0795-82-7601
五色町商工会	656-1301 洲本市五色町都志202	0799-33-0450 0799-33-1330
南あわじ市商工会	656-0474 南あわじ市市市299-2	0799-42-4721 0799-42-4689
淡路市商工会	656-2132 淡路市志筑新島5-2	0799-62-3066 0799-62-6005

団体名	所在地	電話番号 FAX番号
神戸商工会議所 東神戸支部	657-0035 神戸市灘区友田町3丁目6-15 (東灘区・灘区の方) NHK灘ビル3階	078-843-2121 078-843-2877
神戸商工会議所 中央支部	650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目 (中央区・兵庫区・ 北区の方) 神戸市産業振興センター6階	078-367-3838 078-371-3370
神戸商工会議所 西神戸支部	653-0041 神戸市長田区久保町6丁目 (長田区・須磨区・ 垂水区・西区の方) アスタくにつか4番館3階	078-641-3185 078-641-3110
尼崎商工会議所	660-0881 尼崎市昭和通3-96	06-6411-2251 06-6413-1156
西宮商工会議所	662-0854 西宮市壺塚町2-20	0798-33-1131 0798-33-3288
伊丹商工会議所	664-0895 伊丹市宮ノ前2-2-2	072-775-1221 072-775-1223
宝塚商工会議所	665-0845 宝塚市栄町2-1-2 ヲリオ2 6階	0797-83-2211 0797-84-3618
明石商工会議所	673-8550 明石市大明石町1-2-1	078-911-1331 078-911-6738
加古川商工会議所	675-0064 加古川市加古川町溝之口800	079-424-3355 079-424-7157
高砂商工会議所	676-8558 高砂市高砂町北本町1104	079-443-0500 079-442-0369
三木商工会議所	673-0431 三木市本町2-1-18	0794-82-3190 0794-82-3192
西脇商工会議所	677-0015 西脇市西脇990	0795-22-3901 0795-22-8739
小野商工会議所	675-1395 小野市王子町800-1	0794-63-1161 0794-63-3460
加西商工会議所	675-2312 加西市北条町北条28-17スティアかさい1階	0790-42-0416 0790-43-1123
姫路商工会議所	670-8505 姫路市下寺町43	079-223-6557 079-222-6005
相生商工会議所	678-0031 相生市旭3-1-23	0791-22-1234 0791-22-2290
龍野商工会議所	679-4167 たつの市龍野町富永702-1	0791-63-4141 0791-63-4360
赤穂商工会議所	678-0239 赤穂市加里屋68-9	0791-43-2727 0791-45-2101
豊岡商工会議所	668-0041 豊岡市大磯町1-79	0796-22-4456 0796-24-3180
洲本商工会議所	656-0025 洲本市本町4-5-3	0799-22-2571 0799-24-1550
兵庫県 よろず支援拠点	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター1階	078-977-9085 078-977-9120
(公財)ひょうご産 業活性化センター	650-0044 神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター2階	078-977-9072 078-977-9112

助成金の申請は、まず、事業所所在地を所管する商工会・商工会議所、または兵庫県よろず支援拠点でアドバイスを受け、確認してもらったうえで、アドバイスを受けた支援機関に提出してください(よろず支援拠点の場合は、活性化センターへ提出)。

助成金申請書提出締め切り **5月31日(金) 16:00 必着**